

# 経営事項審査Q&A

関係様式	質問内容	回答
1 全般	経営事項審査の有効期間について教えてください。	公共工事の請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないことになっています。 つまり、毎決算期後7ヶ月の間に受審しておかなければ、いわゆる”経審切れ”をおこし、その間、公共工事の請負契約の締結ができなくなります。
2 全般	経営事項審査の受審後に、建設業の業種追加申請により新たに許可を取得した場合、追加した業種の審査を受けることは可能ですか。	追加した業種の経営事項審査を受けることは可能です。なお、既に審査した業種に係る内容については変更できません。  〔提出書類等〕 ●経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書ほか通常審査の場合と同じ添付書面が必要です。(追加業種を含め先に申請された業種も全て記入してください。)なお、工事経歴書は追加業種分のみで結構です。 ●経営状況分析結果通知書は、前回の写しを添付してください。 ●手数料は、8500円+2500円×追加業種数です。 ●申請内容で変更が想定される箇所は、前回の申請において種類別完成工事高の頁の「その他工事」に仕分けしていた完成工事高のうち、追加業種に係る完成工事高を審査対象にできるということ、また、技術職員名簿に追加業種の資格を有する技術職員を追加したり、既に登載している技術職員に、追加業種の資格を追記することができるということです(なお、前回の申請内容は変更できません。)
3 全般	修正申告をしましたが、経営事項審査に影響するでしょうか。	修正申告は税法上の手続きであって、確定した決算に変更がなければ、既に行った経営事項審査に影響を与えるものではありません。 なお、決算に違法性が認められたり、正当な理由により確定した決算を修正した場合などには、経営事項審査に影響しますので、事前にご相談ください。
4 工事種類別完成工事高	完成工事高の積み上げとは何ですか。	建設業許可を有する業種の完成工事高のうち、経営事項審査で申請しない業種の完成工事高を申請する他の業種の完成工事高に積み上げて評価を受けることができる制度です。 なお、積み上げには一定のルールがあり、積み上げられる場合と積み上げられない場合があります。詳しくは、県(技術調査課)ホームページ経営事項審査の頁の「完成工事高及び元請完成工事高の業種間の積み上げについて」をご覧ください。
5 工事種類別完成工事高	前年度の経営事項審査の申請では「土木一式工事」に積み上げた「とび・土工工事」について、今回、とび・土工工事の申請を行う場合、前年度の完成工事高はどのように記載すればよいですか。	今回、「とび・土工工事」の完成工事高を「土木一式工事」に積み上げず、「とび・土工工事」として申請する場合は、前年度あるいは前々年度に積み上げた「とび・土工工事」の完成工事高についても、「土木一式工事」への積み上げを解除し、「とび・土工工事」として計上しなければなりません。
6 工事種類別完成工事高	前年度の経営事項審査では「とび・土工工事」で申請したが、今回、「とび・土工工事」を「土木一式工事」に積み上げて申請を行う場合、前年度の完成工事高はどのように記載すればよいですか。	今回、「とび・土工工事」の完成工事高を「土木一式工事」に積み上げて申請する場合は、前年度あるいは前々年度の「とび・土工工事」の完成工事高についても、「土木一式工事」へ積み上げなければなりません。
7 工事種類別完成工事高	完成工事高がない業種は申請できないのでしょうか。	完成工事高がゼロでも審査を受けることはできます。なお、和歌山県の入札参加資格では、年間平均完成工事高が250万円を超えなければ申請できない業種があります。(実質250万1千円必要。)詳しくは、県(技術調査課)ホームページに掲載している入札参加資格審査申請の手引きをご覧ください。
8 工事種類別完成工事高	業種ごとの完成工事高を合計した値と経営分析結果通知書の売上高欄の値が一致しません。どうすればよいですか。	兼業でない場合、業種ごとの完成工事高を合計した値と経営分析結果通知書の売上高欄の値は一致するものと考えます。 数値の元となるのが、損益計算書の完成工事高です。よって、工事経歴書の完成工事高及びその他工事の完成工事高を合計した値を損益計算書の完成工事高の数値と一致するようにしていただければ、ご質問のようなことは起こらないこととなります。 工事経歴書作成の際は、各工事の完工高の千円未満の端数について、四捨五入や切り上げ・切り捨てなど工夫していただき、その合計額を損益計算書の完成工事高と一致するようにお願いします。
9 工事経歴書〔記載方法〕	複数の決算期にわたる工事の記載順について、金額の多寡は当期計上額と契約額のどちらで判断すればよいですか。	契約額で判断してください。
10 工事経歴書〔記載方法〕	1件の契約書に2以上の業種(付帯工事でない)が含まれているとき、それぞれの業種に分けて計上できますか。	例え明細などで業種毎の施工金額が明確であっても、1つの契約を分割して別々に計上することはできません。複数の業種が含まれる場合は主たる業種で判断します。

# 経営事項審査Q&A

関係様式	質問内容	回答
11 工事経歴書 〔確認書類〕	JVの場合の請負金額及びその確認方法について教えてください。	請負金額は出資比率で判断します。 出資比率は協定書や契約書、コリンズのデータなどで確認します。
12 工事経歴書 〔確認書類〕	確認書類として注文書・請書のどちらか一方しかないときの取扱いについて教えてください。	注文書または請書に加え、総勘定元帳や通帳(写)等で入金確認を行います。
13 工事経歴書 〔確認書類〕	確認書類として注文書・請書を電子データでやり取りしている場合は認められますか。	それらを打ち出したものを確認書類として認めています。 ただし、入金の確認できる書類を求めることがあります。
14 その他審査項目 (社会性等)	3月決算の場合、雇用保険料の申告書は決算月が含まれる年度のものでしょうか。	雇用保険料の申告書は、決算月が含まれる年度のもの、つまり、平成28年3月期の場合は平成27年度の申告書と全期分の領収書となりますが、3月期の場合のみ、新年度(事例の場合:平成28年度)の申告書と経営事項審査申請時に納期を迎えている保険料の領収書でもよいこととしています。
15 その他審査項目 (社会性等)	建設業退職金共済(建退共)に加入しています。審査を受けるために何が必要でしょうか。	(独)勤労者退職金共済機構と特定業種退職金共済契約を締結し、契約内容を適切に履行している場合に加点評価されますので、申請書類に「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」原本を添付してください。 同時に、共済手帳の受払簿及び共済証紙の受払簿を持参願います。
16 その他審査項目 (社会性等)	審査項目のうち「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」については、どのような制度が対象となりますか。	以下のいずれかに該当する場合に該当となります。 ①労働協約(労働組合法第14条の規定に基づくもの)に退職手当に関する定めがある場合 ②就業規則(労働基準法第89条の規定に基づくもの)に退職手当に関する定めがある場合 ※労働基準監督署受付印のあるもの ③中小企業退職金共済法第2条に規定する退職金共済契約を締結している場合 ④所得税法施行令第73条に規定する特定退職金共済団体と共済契約を締結している場合 ⑤厚生年金保険法第9章第1節に規定する厚生年金基金を設立している場合 ⑥法人税法附則第20条に規定する適格退職年金契約を締結している場合 ⑦確定給付企業年金法第2条に規定する確定給付企業年金を導入している場合 ⑧確定拠出年金法第2条に規定する企業型年金を導入している場合
17 その他審査項目 (社会性等)	民間の労働災害保険に加入していますが、「法定外労働災害補償制度加入の有無」について、「有」となるためにどのような要件が必要ですか。	以下の3つの条件を満たす必要があります。 ①業務災害に加え通勤災害も対象としていること ②直接の使用関係にある職員及び下請負人の全てを対象としていること ③少なくとも死亡及び労働災害保険の障害等級1級から7級までを対象としていること
18 その他審査項目 (社会性等)	法令順守の状況はどのような場合に該当するのでしょうか。	申請時における当期事業年度開始日の直前1年(審査対象年)の間に、建設業法第28条に基づく営業停止や指示処分があった場合に該当します。
19 その他審査項目 (社会性等)	建設業の経理の状況の項の監査の受審状況について、「経理処理の適正を確認した旨の書類」とはどのような内容のものでしょうか。	御社の従業員のうち、常勤されている公認会計士、会計士補、税理士又は1級建設業経理士の資格を有する方が「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成し自らの署名・押印を付したものと及び確認項目表となります。様式は県(技術調査課)ホームページに掲載しています。
20 その他審査項目 (社会性等) 〔建設機械〕	評価対象となる大型ダンプ車とは、どのような要件が必要ですか。	以下の4つの条件を満たす必要があります。受審時に自動車検査証(写し)を持参願います。 ①車両総重量8t以上または最大積載量5t以上のダンプ車 ②陸運局に経営する事業として「建設業」を届出し、審査基準日現在、表示番号の指定を受けていること ※自動車検査証の備考欄に例えば「建1234」との記載あり ③自動車検査証の初年度登録年月が審査基準日以前であること ④審査基準日が有効期間が満了する日以前であること
21 その他審査項目 (社会性等) 〔建設機械〕	評価対象となる移動式クレーンとは、どのような要件が必要ですか。	以下の3つの条件を満たす必要があります。受審時に移動式クレーン検査証(写し)を持参願います。 ①移動式クレーン検査証の交付を受けていること ②つり上げ荷重3t以上であること ③審査基準日が有効期間内に含まれていること

# 経営事項審査Q&A

関係様式	質問内容	回答
22 その他審査項目 (社会性等) 〔建設機械〕	建設機械がリース契約の場合、審査基準日から1年7ヶ月のリース期間が必要とされていますが、ファイナンスリースの場合、リース期間満了後買い取ることが多く、リース期間の経過により、審査基準日から1年7ヶ月のリース期間を有することができなくなる時が到来します。リース期間満了後は買い取る予定ですが、リース期間が1年7ヶ月未満となった場合は認められないですか。	リース契約書に、リース期間満了後、買い取るか、更新するか等の借主が選択できる条項がある場合は、添付書類の「建設機械の保有状況一覧」において、買い取るか、更新することを誓約していただければ評価対象とします。
23 技術職員名簿 〔登録条件〕	審査基準日以前に雇用した職員を「技術職員名簿」に登録するためにどのような要件が必要ですか。	以下の4つの条件を満たす必要があります。 ①建設業法に定める技術資格を有すること ・第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 ・第15条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 ・登録基幹技能者講習を修了した者 ②審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があること ③雇用期間を限定することなく常時雇用されていること ④月額賃金が8万円以上であること(ただし、事業専従者を除く。)
24 技術職員名簿 〔登録条件〕	「技術職員名簿」登録に必要な条件のうち、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係がある者について、具体的にはどれだけ前の雇用であればよいのですか。	審査基準日からさかのぼって6ヶ月と1日以前から雇用していることが必要です。具体的な日は、県(技術調査課)ホームページに掲載している「経営事項審査の手引き」の巻末をご覧ください。
25 技術職員名簿 〔登録条件〕	出向社員は対象となりますか。	以下の3つの条件を満たせば出向社員も対象となります。 ①出向元の技術職員として経営事項審査を受けていないこと ②賃金や社会保険の支払等について定めた出向契約書・協定書が確認できること ③賃金の1/2以上を出向先が支払っていることが確認できること
26 技術職員名簿 〔記載方法〕	「技術職員名簿」の新規掲載者欄に「○」を記入する者の要件は何ですか。	申請日の属する事業年度の開始日の直前の1年以内(通常は審査基準日を含む直前1年以内のこと)に技術職員となった方に○を記入してください。 例1・・・資格のある方が1年以内に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係になった場合 例2・・・3年前に雇用した方が1年以内に資格を取得した場合
27 技術職員名簿 〔記載方法〕	「技術職員名簿」に掲載した者の業種の記載方法を教えてください。	技術職員1名に対し、申請業種のうち2業種まで記載することができます。なお、その技術職員が申請業種の資格を有する必要があります。記載にあたっては、県(技術調査課)ホームページに掲載しています「業種コード一覧」及び「資格コード一覧」をご参照ください。
28 技術職員名簿 〔評価要件〕	監理技術者資格者証を持っていますが評価の対象になりますか。	申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「講習受講」欄に「1」を記入いただくことで評価対象となります。受審時には、監理技術者資格者証(写し)及び監理技術者講習修了証(写し)を提示していただきます。 ①法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者) ②監理技術者資格者証の交付を受けていること ③法第26条の4から6の規定による講習を、当期事業年度開始の日の直前5年以内に受講していること
29 技術職員名簿 〔評価要件〕	登録基幹技能者は評価の対象になりますか。	平成20年に登録基幹技能者講習制度が制定され、登録基幹技能者講習実施機関として国土交通省に登録した機関が実施する基幹技能者講習を受講した方は、登録基幹技能者講習修了者となり経営事項審査における技術者として加点対象となります。 申請時に、「登録基幹技能者講習修了証(写し)」をご持参ください。 なお、同一人が同業種において1級土木施工管理技士など、登録基幹技能者より加点が上位にある資格を有している場合は、上位資格のみ評価することになります。
30 技術職員名簿 〔評価要件〕	監理技術者資格者証の番号は審査基準日時点のものですか。	審査基準日時点のものです。 (審査基準日時点の監理技術者証の写しがない(更新した)場合は、最新の監理技術者証の初回交付日などで審査基準日時点で交付を受けていたことを確認します。)
31 技術職員名簿 〔評価要件〕	国家資格等に係る資格取得日は審査基準日の6か月前である必要がありますか。	ありません。資格取得日は審査基準日以前であれば構いません。

# 経営事項審査Q&A

関係様式	質問内容	回答
32 技術職員名簿 〔常勤確認〕 〔6ヶ月を超える恒常的雇用関係確認〕	「技術職員名簿」に登載した者の常勤性を確認するために必要な書面は何ですか。	<p>常勤性の確認とともに、6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を確認するために、次の書面を持参願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保険に加入している場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(原本)+被保険者証(写し:事業所名が記載されたもの)</li> </ul> </li> <li>●雇用保険に加入している場合(社会保険の関係書面で確認できる場合を除く。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(原本)+雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(原本)+賃金台帳(写し可)又は所得税源泉徴収簿(原本)</li> </ul> </li> <li>●社会保険・雇用保険に加入できない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村から住民税特別徴収税額を通知された書面(原本)又は賃金台帳(写し可)又は源泉徴収簿(原本)</li> <li>・所得税確定申告書の「事業専従者」に該当する場合は、申告書の第一表と第二表(写し)</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;注意！&gt; 雇用保険に加入義務があるにもかかわらず加入していない場合(社会保険に加入している場合を除く。)は、技術職員名簿に登載できません。</p>
33 技術職員名簿 〔常勤確認〕	常勤確認書類として提示する標準報酬決定通知書は決算月が含まれる年度のものでしょうか。	標準報酬決定通知書は、お手元に届いている直近のもので構いません。
34 技術職員名簿 〔常勤確認〕	雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届について、採用当時はパートタイム勤務であったため、パートタイムと印字されているが現在は正社員と同様の勤務形態である場合の取扱いについて教えてください。	<p>次の資料を持参してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届</li> <li>②正社員と同様の勤務形態であることがわかるもの(雇用契約書等)</li> <li>③賃金台帳(写)等(月額8万円以上の給与があるもの。)</li> </ol>
35 技術職員名簿 〔6ヶ月を超える恒常的雇用関係確認〕	法人成りに伴い承継の経営事項審査を受ける場合、代表取締役(元事業主)の6カ月の雇用確認は必要ですか。	不要です。
36 技術職員名簿 〔その他〕	「技術職員名簿」に掲載する者の年齢を生年月日から算出する簡便な方法はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和生まれの場合は、{審査基準日の「年」+63}から生年月日の「年」を差し引いた数値をAとします。</li> <li>●平成生まれの場合は、審査基準日の「年」から生年月日の「年」を差し引いた数値をAとします。</li> </ul> <p>・生年月日の「月日」が審査基準日の「月日」+1日以前の満年齢は、【A】。 なお、審査基準日の「月日」が12月31日の場合でかつ、生年月日の「月日」が1月1日の場合の満年齢は、【A+1】。 ※審査基準日の「月日」+1日以前とは・・・ 例えば審査基準日が平成28年3月31日の場合は1月1日～4月1日となります。</p> <p>・生年月日の「月日」が審査基準日の「月日」+2日以後の満年齢は、【A-1】。 なお、審査基準日の「月日」が12月31日の場合でかつ、生年月日の「月日」が1月2日～12月31日の場合の満年齢は、【A】。 ※審査基準日の「月日」+2日以後とは・・・ 例えば審査基準日が平成28年3月31日の場合は4月2日～12月31日となります。</p>
37 結果通知書	結果通知書を紛失しました。再発行できますか。	再発行はできません。 なお、結果通知書の写し(原本証明付き)は交付(有料)できますので、最寄りの振興局建設部にお問い合わせください。

# 経営事項審査Q&A

関係様式	質問内容	回答
38 承継	個人(被承継人)が経営する建設業を親族(承継人)に承継しますが、経営事項審査においても被承継人の実績を評価対象とすることができるでしょうか。	<p>営業を引き継いだ場合、次の全ての条件に該当する場合は、被承継人の実績(完成工事高、利益額、営業年数)を引き継ぎ評価することができます。</p> <p>&lt;個人承継要件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①承継人が被承継人の配偶者または2親等以内の者であること</li> <li>②被承継人が建設業を廃業すること</li> <li>③被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること(やむを得ない事情により連続していない場合を除く)</li> <li>④承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること</li> </ol> <p>なお、承継の事実を確認するために、以下の8つの書類を経営事項審査を受審されるまでに提出してください。ただし、被承継人が和歌山県の入札参加資格者の場合で、承継人が入札参加資格承継申請書を提出している場合は、書類の提出を省略することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①経営事項審査にかかる承継の届出書(個人承継)[別記様式第3号]</li> <li>②営業引継に対する同意書[別記様式第4号]</li> <li>③すべての相続人の印鑑証明書</li> <li>④承継人と被承継人の続柄及び被承継人のすべての相続人が確認できる被承継人に係る戸籍謄本等(必要な場合には除籍謄本等)</li> <li>⑤被承継人の廃業届出書(控)の写し(税務署の受付印のあるもの)</li> <li>⑥承継人の開業届出書(控)の写し(税務署の受付印のあるもの)</li> <li>⑦被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表</li> <li>⑧承継人の営業開始時の財務諸表</li> </ol>
39 法人成り	個人(被承継人)が経営する建設業を新たに設立した法人(承継法人)に承継しますが、経営事項審査においても被承継人の実績を評価対象とすることができるでしょうか。	<p>営業を引き継いだ場合、次の全ての条件に該当する場合は、被承継人の実績(完成工事高、利益額、営業年数)を引き継ぎ評価することができます。</p> <p>&lt;法人承継要件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被承継人が建設業を廃業すること</li> <li>②被承継人が50%以上出資して設立した法人であること</li> <li>③被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること</li> <li>④承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること</li> </ol> <p>なお、承継の事実を確認するために、以下の8つの書類を経営事項審査を受審されるまでに提出してください。ただし、被承継人が和歌山県の入札参加資格者の場合で、承継法人が入札参加資格承継申請書を提出している場合は、書類の提出を省略することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①経営事項審査にかかる承継の届出書(法人成り)[別記様式第1号]</li> <li>②誓約書[別記様式第2号]</li> <li>③個人事業の廃業届出書(控)の写し(税務署の受付印のあるもの)</li> <li>④法人の商業登記に係る全部事項証明書</li> <li>⑤定款</li> <li>⑥創立総会の議事録</li> <li>⑦法人設立時の財務諸表</li> <li>⑧個人の営業の最終年度に関する財務諸表</li> </ol>